

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T 1 6 0 5 O M 1 1
【提出日】 令和 6 年 8 月 2 4 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】

OMOTO

【標準文字】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第18類】

【指定商品（指定役務）】 かばん類，バッグ，財布，かばんはとめ，かばん金具，袋物，皮革，傘

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 インターネットおよび電子メール又はカタログを利用した商品の通信販売に関する情報の提供，商品の販売に関する情報の提供，革製かばん類及び革製袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，皮革製財布の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，皮革製の履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，キーホルダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，時計の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，バッグの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，財布の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばんはとめの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，皮革の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服用はとめの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，ボタン類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，頭飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，靴はとめの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，傘の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する

便益の提供, 衛生マスクの小売又は卸売の業務において
行われる顧客に対する便益の提供

【商標登録出願人】

【識別番号】 5 1 6 1 5 7 2 1 2
【住所又は居所】 福岡県田川郡川崎町大字川崎 3 6 2 番地
【氏名又は名称】 株式会社 O M O T O
【代表者】 沖本 雄紀

【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 8 2 1 9 8
【弁理士】
【氏名又は名称】 藤田 貴男
【電話番号】 0 3 5 7 8 6 3 4 0 0

【手数料の表示】

【指定立替納付】
【納付金額】 2 0 6 0 0